

団体の概要

(令和6年12月27日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会		
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。			
(ふりがな) 名称	()		
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地		
設立年月日	平成9年1月14日		
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和6年12月には法人設立から40周年を迎えました。		
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第1号訪問事業 ⑲第1号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p>		
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度
	総収入	13,235,866,425	13,532,507,859
	総支出	13,056,105,675	13,306,223,095
	当期収支差額	179,760,750	226,284,764
	次期繰越収支差額	3,308,281,592	3,759,649,724
	令和5年度	278,507,203	
	3,707,066,633		

連絡担当者	<p>【所 属】 [REDACTED] 【氏 名】 [REDACTED] 【電 話】 [REDACTED] 【F A X】 [REDACTED] 【E-mail】 [REDACTED]</p>
特記事項	

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

作成にあたっては、「横浜市泉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会」の各委員が、より適切に正しく評価できるようにするために、写真や図などを使ってビジュアルにわかりやすくなるように記載してください（文字も含めカラーとすることも可能です）。

項目ごとの評価の視点について、公募要項「6(3)エ 評価基準項目」に掲載していますので、事業計画書を作成いただく前に十分ご確認ください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という）を始め、地域ケアプラザに係るすべての職員が協力しながら、担当するエリアの子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、お一人おひとり、暮らしと生きがいを地域とともに創り、高め合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、より一層住民の皆様とのつながりを大切に、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりに向けて、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。

1 地域包括システムの推進

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「泉区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

2 指定管理者としての取組

(1) 高齢者支援

- ア 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- イ 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。
- ウ 住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるよう

な仕組みづくりに取り組んでいきます。

- エ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。
- オ さまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- カ サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

(2) 子育て支援

- ア 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。
- イ 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。
- ウ 地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。
- オ 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

(3) 障害者支援

- ア 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- イ 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりの構築に取り組みます。



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域の特色

いづみ野地域ケアプラザは和泉北部地区と弥生台地区の2つと上和泉西部地区の一部が担当エリアとなります。和泉北部地区は相鉄線いづみ野駅の周辺と日向山・三家周辺の住宅地域、弥生台地区は弥生台駅周辺の住宅地です。

地区概況シート(令和6年3月)によりますと、泉区の高齢化率は29%で、市平均25%より高く高齢化が進んでいますが、要介護認定率は21%と市平均と同じ位です。その中で、当地域ケアプラザ担当エリアの高齢化率は37%とさらに高いですが、要介護認定率は18%と低いエリアです。

(1) 和泉北部地区について

- ア 和泉北部地区は最寄り駅が相鉄線いづみ野駅で、いづみ野駅周辺は昭和50年代に開発された大規模マンション群や戸建てが並ぶ住宅地があります。駅近くに保育園やいづみ野小学校、いづみ野中学校、泉図書館、いづみ野コミュニティハウス、いづみ台公園こどもログハウスなど公共施設がそろい生活しやすい場所となっています。又、いづみ野駅から徒歩圏内に松陽高校と秀英高校の2つの高校があり駅前周辺では通学の学生で賑わいがあります。小・中・高それぞれの教育機関とは福祉教育や地域ケアプラザ事業へのボランティア協力を通じての交流があります。
- イ 令和元年12月より相鉄線とJRの乗り入れが始まり、令和5年には東急線との相互直通運転が開始されました。また、令和6年7月にはゆめが丘駅に直結の大型商業施設がオープンしたことでの子育て世代を対象としたマンションの建設もあり、当該地区にも若い世代の転入が見込まれます。
- ウ いづみ野小学校では開校当初より地元農家の田畠を借り、いづみ野サポーターズ(地域住民)の協力を得ながら生産活動授業として農業体験を実施しています。当該校は、令和6年4月には近隣の瀬谷区阿久和小学校と統合しましたが、新生「いづみ野小学校」として新たな形で生産活動を継続しています。
- エ 和泉北部地区は1連合15自治会町内会があり、「夏祭り」「いづみ野文化祭」「運動会」「新春歩け歩け大会」など連合自治会町内会主催のイベントも盛大に開催されています。各自治会町内会単位でのシニアクラブやサロン活動も盛んです。
- オ 泉区内には特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が多く、社会福祉施設やNPO法人や企業等が社会貢献するための組織「泉サポートプロジェクト」に参画し、協働による地域活動が発展しています。特別養護老人ホームの白寿荘では、居場所づくりや介護予防事業を実施することで子どもから高齢者まで集う場の提供を行っています。

(2) 弥生台地区について

- ア 弥生台駅周辺の住宅地が担当エリアです。駅の南側にはマンション群と戸建ての住宅が並んでおり駅前には商業施設もそろっています。駅の近隣には保育園もあり子育て世代にも

利便性の高い地域です。

イ 和泉北部地区同様、地域活動が盛んで「秋祭り」「餅つき大会」シニアクラブやサロン等が自治会町内会単位で開催されています。

2 地域の魅力

(1) 北部地区は連合自治会町内会主催の「夏祭り」や「運動会」「いづみ野文化祭」「敬老のつどい」「新春歩け歩け大会」などのイベントが盛大に行なわれており、どのイベントも多くの方が参加され、地域住民の交流の機会が多いこともあり元気な高齢者が多い地域です。夏祭りは、自立して泉区を離れたお子さんがお孫さんを連れて夏祭りの日程に合わせて里帰りをされる方が多く、誰もが帰ってきたくなるまち、故郷づくりがしっかりと根づいたまちです。三家地区でも8月に伝統的な夏祭りが開催されています。

また、各イベントには小・中・高のボランティアも積極的に参加し活気ある地域です。

(2) 和泉北部地区は農耕地も多く、いづみ野小学校では食農教育として米づくりを行い、地域の「いづみ野サポートーズ」をはじめ、多くのボランティアに支えられています。

(3) 自治会町内会単位での「秋祭り」や防災訓練を兼ねた「餅つき大会」等があり子どもの参加も多く、また、シニアクラブ活動や各自治会町内会館を使っての趣味活動が盛んに行われ交流の機会が多い地域です。

3 地域の課題

(1) 高齢者

ア いづみ野駅周辺と弥生台駅周辺のマンション群はエレベーターがない建物も多く、要支援高齢者は外出や交流の機会が少なくなっています。

イ 高齢化が進む中で、地域包括支援センターには認知症に関する相談が多くなっています。認知症になっても住み慣れた地域で尊厳をもった生活を継続するには、地域の認知症に対する理解・啓発・地域の見守り体制の構築が緊急課題となっています。

ウ 独居世帯や高齢者夫婦世帯が多くなり、他者との交流の機会が少なくなっています。

エ 高齢化が進む中フレイル予防が必要です。当地域ケアプラザは駅前にあり各種事業への参加者は多いですが、ひなた山地区や弥生台地区等は地域ケアプラザから遠く、介護予防等の各種事業に参加しにくいという声があります。

オ 男性も活発に地域活動をされている地域ですが、女性に比べて社会参加がしにくい状況があります。男性の健康寿命を延ばすために、シニア男性が社会参加できる場・居場所の拡大が必要です。

(2) 子育て

ア 少子化等により、子育て世代の減少で、子育てに対する悩みの相談や情報交換をする場所・交流の機会が充分ではないため、母親が育児に対し負担感を抱えている実態があります。若い子育て世代の方が安心して子育てができる環境づくりが必要であり、家族以外の地域での相談ができる場面を作っていくことが求められます。

イ 夫婦共働き家庭が増え、早い時期から保育園に預けて夫婦で子育てをする時代となり、保育園に入れるための保護者の活動「保活」という言葉も浸透してきました。子どもが0歳児の場合には、育児休暇に合わせて、平日開催のサロンに参加しますが、2歳児以降にな

ると幼稚園のプレ入学も始まり、サロンや自主事業から離れてしまいます。申し込み方法も時代に合わせる必要があります。

ウ 様々な理由で学校に行けない子どもが増えており、エリア内に不登校児の居場所「かけはし」があります。

(3) 障害者

ア 弥生台地区に3ヶ所あるグループホーム「ぴぐれっと」とは、コロナ以前には地域ケアプラザを会場に地域の方々と一緒に料理教室を行っていましたが、コロナ禍が落ち着いた後の再開には至っていません。障害のある方のニーズを再確認し、障害に対する理解が進むよう啓発や支援を行っていく必要があります。

(4) 大規模災害

ア 災害時の地域での支えあい(自助及び互助)について不安があります。

4 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

5 取組

(1) 高齢者支援・・・・可能な限り住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるまちづくり

ア 何らかの理由で外出ができなくなった高齢者への通院や事業参加等の外出支援「おでかけサポート」の登録ボランティアが28人になり、令和5年度の利用実績は延べ194名になりました。

「お出かけサポーター」は、高齢者の孤立・フレイル状態を防ぎ、安心して生活し続けるために、顔の見える関係を目的とした交流の場「お出かけカフェ」を毎月開催しています。そのために企画会を毎月定期的に開催し、多くの高齢者の集う場として親しまれています。今後も更にサポーターを増やし、互いに支え合うまちづくりの発展を目指します。



外出支援



お出かけカフェ(体操・書道・工作・傾聴ボランティア)



イ 横浜市の認知症施策「チームオレンジ」に沿った新たな取組として、いずみ野駅前の商店街をはじめエリア全体で認知症サポーター養成講座を開催します。

「高齢者とは違う課題を持つ若年性認知症当事者の会を実施してほしい」とエリア内のご家族の要請から始まった「フレンドハーモニーの和」には、横浜市若年性認知症支援コーディネーター（ほうゆう病院所属）や、認知症支援の専門職や関係者をはじめ、中高大学生を含むボランティアにも協力を得ることができます。当事者視点を大切にし、当事者がやりたいことや家族の思いに寄り添った形の活動を実施していくために、協力してくださる方のネットワークを拡大し、活動が持続できる協力体制を整えていきます。地域の認知症に対する理解が深まり、認知症になっても身近な地域で安心して生活できる街づくりに取り組んでいきます。



当事者丹野氏の講演会



陶芸



ロールパン作り

ウ 食を通して多世代の方が交流できる場「多世代食堂・いずみ野キッチン」をスタートさせた目的は、一人暮らし高齢者の孤食対策、子どもたちの活躍できる場所づくり、地産地消の野菜を使った美味しい食事の提供などです。今後も民生委員・児童委員の協力をのもと、更に地元の農家の力を借りて、参加者を増やし、活性化を図っていきます。



会場設営・受付



オーダー・配膳



メニュー紹介



カレーライス

エ 介護予防の意識を高め、自らの健康を維持できるような啓発活動を保健活動推進員とともに地域に向けて発信し、介護予防の講座を地域の医療機関等と連携して開催します。

地域ケアプラザから遠い日向山地区や弥生台地区への出前講座は実施します。

オ 自主化された「メンズ体操教室」を初め、男の料理教室「極み飯」のメンバーは「いずみ野文化祭」でコーヒー提供のボランティア活動や、新規事業「多世代食堂・いずみ野キッチン」で活動しています。男性の社会参加を促すため、男性に特化した事業を企画し、今後も更なる活動場所を広げていきます。



いずみ野文化祭でのボランティア活動

(2) 子育て支援・・・孤立しないで子育てができる環境づくり

- ア 和泉北部子育てネットワークのメンバーとして、泉区地域子育て支援拠点「すきっぷ」や和泉保育園、介護老人福祉施設(白寿荘)、主任児童委員等と連携し子育て支援ネットワークの構築を進め、研修会等の実施、「お芋ほり」や「公園遊び」「芝生で遊ぼう」など子育て世代が集える場を提供します。また、子育てのアンケートを実施し、地域の子育ての状況の分析をして、地域づくりに生かします。
- イ 母親の仲間づくりと孤立化を防ぐために、保育園入園前の0歳児・1歳児を対象とした講座「ベビーマッサージ」「ベビーヨガ」「1歳児のバランス体操」は継続し、0才児からの2年間の継続的な対応を支援していきます。申し込み方法はメールフォームの利用で24時間対応できるようにします。また、子育てサロン「ぽぽんた」ではボランティア活動と連携した多世代交流の場を提供していきます。
- ウ 不登校児の居場所「かけはし」の子ども達が活躍できる場として、「多世代食堂」をスタートさせました。地域の多世代の方と交流することで、地域に見守られ成長していく過程を支援していきます。
- エ 毎月の広報誌「おさんぽ」の他、共働き世帯が増加していることから「公式LINE」を使ったSNSの活用を進め、幅広い世代に地域ケアプラザを周知し、授乳室の利用が可能なこともSNSでPRし、自主事業や地域活動等の情報を提供していきます。

(3) 障害者支援・・障害があっても地域で安心して暮らせる地域の構築

- ア どのような障害があってもいつまでも地域で暮らせるように泉区基幹相談支援センター「芽生え」と活動ホーム「かがやき」、泉区自立支援協議会と連携して地域住民やケアマネジャーへ講座や研修会を実施します。
- イ 北部地区社会福祉協議会のメンバーに障害者施設「ぴぐれっと」の代表者に加わっていたとき、この会を通して障害者のニーズを把握します。例えば、作業所に通う以外の居場所づくりが必要であれば、地域ケアプラザ内でできるよう検討します。その際にはボランティアとのマッチングを行い障害者との交流を通して障害者理解が深まるよう努めます。

(4) 大規模災害対策

- ア 当法人として策定している「事業継続計画(BCP)」に則り、大規模災害発生時には地域住民と協力しながら的確な動きができるよう備えを強化していきます。
- イ 地域の防災拠点訓練への参加や、いずみ野中学校の防災運営委員会に定期的に参加し、福祉避難所の周知を行っていきます。
- ウ 発災時に地域ケアプラザは福祉避難所となることから、福祉避難所連絡会には必ず出席し、区が行う福祉避難所開設準備訓練にも参加します。
令和6年12月に当地域ケアプラザにおいて、区内地域ケアプラザ、社会福祉施設等合同での訓練を実施しました。



事務所を設置



全体の様子



グループワークと発表

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会の定例会や北部地区・中川地区の民生委員児童委員協議会、北部地区社会福祉協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、チラシの配布等で地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。
- (2) 民生委員・児童委員との連携について、昨年、地域包括支援センター職員と民生委員との連携を密にするシステム体制を構築しました。地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図り早期に対応できるよう努めます。また、「多世代食堂・いずみ野キッチン」の開催にあたっては、民生委員からの独居高齢者の情報共有は必須であり、今後も連携を深めていきます。
- (3) 一般企業の社会貢献や銀行、ヘルスマイトと協力し、多世代に対しての自主事業や居場所づくり・交流事業を進めていきます。
- (4) いずみ野コミュニティハウスと連携し、住民のニーズに合わせた介護予防等の講座を行っていきます。
- (5) いずみ野中学校の地域防災運営委員会や地域の防災拠点の訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。また、発災時に迅速・適切に福祉避難所を開設できるよう、区や他の福祉避難所と連携し訓練を行います。

2 行政との連携

- (1) 月1回専門職ごとの連絡会、多職種連携会議、認知症初期集中支援チーム会議、介護予防ケアマネジメント研修担当者会議、虐待防止担当者会議等に出席し、高齢・障害支援課担当者と情報共有等を行い、計画的に事業を実施していきます。
- (2) 月1回地域包括支援センター3職種（主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等）に生活支援コーディネーターを含めた4職種の職員と区高齢・障害支援課地区担当者とでカンファレンスを開催し、地域状況の把握、事業の進捗確認、個別ケース対応について検討及び情報共有を行っていきます。
- (3) 今後、新体制になる和泉北部地区地域福祉保健計画の推進や支援チーム会議に参画し、

地区別課題の共有、解決に向けての検討を行っていきます。

- (4) 地域ケア会議やケアマネ連絡会への参加依頼を図り、連携強化に努めていきます。

3 区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通して連携していきます。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとっていきます。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援していきます。
- (4) 第1層生活支援コーディネーターや地区担当者と連携し、地域課題に対して有効な社会資源の開発に努めています。

4 医療関係者との連携

- (1) 協力医とは、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしています。隔月で広報誌へのコラム掲載や地域住民向けの研修を実施し、介護予防の意識を醸成します。
- (2) 介護保険の要であるケアマネジャーが質の高いサービスの提供を行うためには、医療機関や薬局等との連携が重要です。主に主任ケアマネジャーが毎月担当地域の医療機関や薬局を訪問し、ケアマネジャーが連携を取りやすい時間帯・連絡方法などの情報を収集して冊子にまとめ、定期的な訪問で情報交換するなど信頼関係を深めています。

5 他機関との連携

- (1) 区在宅医療相談室主催等によるケアマネジャーと専門職も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っています。
- (2) 泉区障害福祉自立支援協議会、地域の作業所や基幹相談支援センターと連携して情報交換を行い、講演や研修の機会を設け、障害への理解が深まるよう努めます。
- (3) ネットワーク構築型や自立支援型の地域ケア会議を定期的に主催し、歯科医師会、薬剤師会、理学療法士、管理栄養士など多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。
- (4) 小・中・高の各学校や不登校児の居場所「かけはし」、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通じて連携を深めます。具体的には、いずみ野小学校での認知症サポーター養成講座の開催やいずみ野中学校1年生には福祉教育、3年生には人権教育のための認知症サポーター養成講座、秀英高校には福祉部や2学年全体に対して認知症サポーター養成講座等を実施します。また、地域のお祭り等へのボランティア協力(わくわく応援隊)も地域と共に連携を図ってきました。学校コーディネーターや、生徒指導専任の教員等との連携など、これからも継続して関係性を保つようにしていきます。

6 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職種別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などにより充実した取組を行えるように努めています。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域保健計画の推進や新たな人材発掘に努めます。

(4) 合築施設との連携について（下和泉地域ケアプラザのみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念 1

お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営を行っています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

<基本方針>

(1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

(2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (○) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (△) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (◆) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除く

(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



< 業務実績 >

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

< 社会貢献事業 >

(1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

(2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開 (法人サイトより)

<DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進>

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある

人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

(1) 新規採用

- ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- オ 管理職経験のあるキャリアの採用
- カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- イ プリセプターやメンターによる支援
- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度

- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
 オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、子ども等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

定期点検は相鉄企業株式会社が専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

相鉄ビル内に地域ケアプラザがあるため、設備総合巡視、空調設備、消防設備、自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検は専門業者に委託して定期的に行ってています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に清掃職員を配置し清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、害虫駆除等を定期的に行ってています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

また、当地域ケアプラザは職員数から産業医の巡視義務はありませんが、年4回の巡視を実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物に改修事案がある場合は、状況を確認しながら計画的に区と協議を行い適切に対応していきます。

5 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

（1）日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

（2）再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）での事事故例やヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

（3）災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1 マニュアル策定と訓練

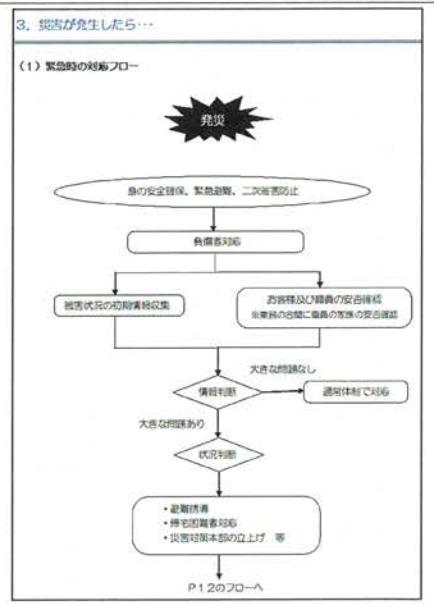
（1）地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。

（2）独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（B C P）を整備しています。

（3）実際に災害発生時に職員が適切に対応できるよう、当日地域ケアプラザをご利用の地域の方にも参加していただき職場訓練を実施していきます。

（4）年2回、相鉄ビル全体との防災訓練を行う際には、相鉄ビルの他のテナントの方との連携を図れるようにしていきます。

（5）年1回、管理職を対象に徒步参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行って



（上）「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

います。

2 災害時の近隣との協力体制

- (1) 各地域防災拠点運営委員会や各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えていきます。

3 福祉避難所の体制

- (1) 区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう体制づくりに努めています。
- (2) 発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。
- (3) 市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。
- (4) 地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合運営委員会や防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えていきます。
- (5) 区と連携し、災害時に福祉避難所開設が適切にできるよう準備訓練をしていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 災害に備えるための取組

- 1 地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「事業継続計画（B C P）」を整備しています。
具体的には、震度 5 強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。
- 2 大規模災害が予想される場合には法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。
- 3 地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。
- 4 災害発時の職員用応急備蓄を独自に行ってています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

2 感染症の発生・まん延への備えるための取組

- 1 感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「事業継続計画（B C P）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。
- 2 事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないよう管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

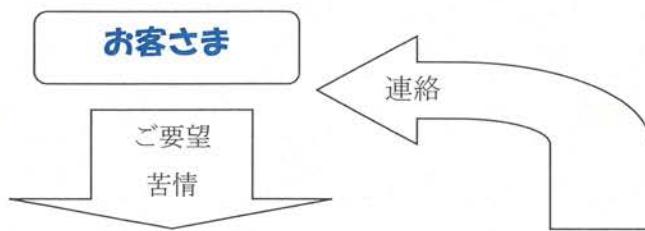
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客様相談室	ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開

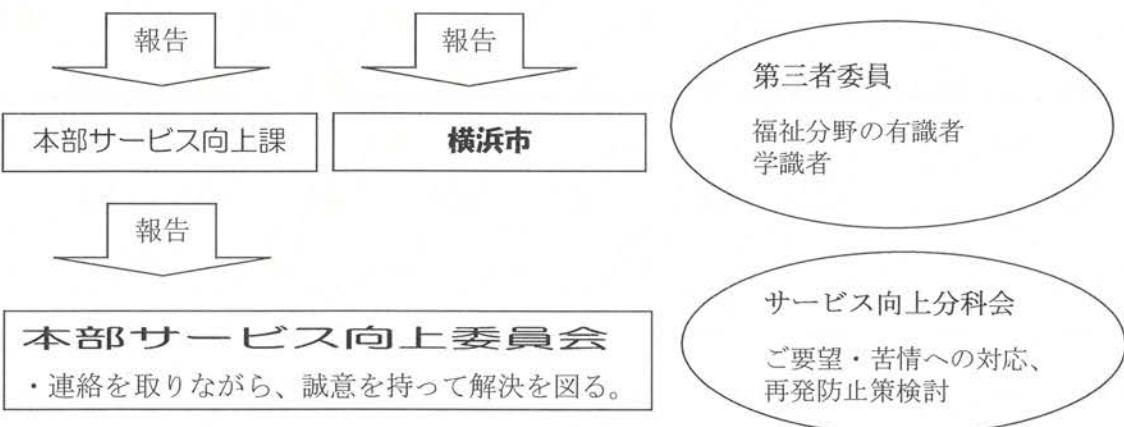
6) サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



・「ご意見箱」や「お客様相談室」を通して、お客様のご意見を頂く。

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、お客様の具体的な要求を直接聴き取る。
- ・経緯、事実確認結果、ご要望、対応内容を文書にまとめる。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアアラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアアラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護規程の策定

- ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」を策定
- イ 各地域ケアアラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化

2) 研修	ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出
	イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施
	ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもつて個人情報を取り扱うよう周知・徹底
3) 個人情報の取扱	ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管
	イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理
	ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う
	エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底
	オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載
	カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通じ、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の策定と実施	ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定
	イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
2) 情報提供	ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。
	イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底
----	---

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

5 環境への配慮

(1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

(2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、

令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設の稼働率向上のための対策

当地域ケアプラザは、駅前という立地の良さから、地域の連合自治会町内会や北部地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の会議を初め、各種サークルなどの利用で各貸室の稼働率は非常に高く、特に9時～12時及び12時～15時の時間帯の多目的ホールはほぼ100%の利用となっています。令和5年4月から夜間開閉館がスタートしましたが、夜間利用日も月平均12～16日と高い利用率です。

コロナ禍も落ち着いた令和6年度には新たに8件の新規の貸室登録がありました。引き続きホームページや広報誌、公式LINE等で積極的に広報を行い、地域ケアルームやボランティアルームをこれまで利用されていない方にも活用していただけるよう利用促進を図っていきます。

(1) ホームページ、公式LINEで貸室の案内をします。

(2) 広報誌「おさんぽ」でも貸室の案内をします。

(3) 地域ケアプラザの情報ラウンジに活動内容別に活動団体のチラシを掲示し、様々な団体が利用していることを掲示し、また、通路に面した窓にも事業案内の掲示をし、利用促進に努めていきます。

(4) 地域で取り組まれている健康づくり活動やシニアクラブ、趣味の会等の集まりでも地域ケアプラザの貸室が利用出来る事を周知し、これまで地域ケアプラザを利用された事がない方々や若い世代にも機会を捉えて利用促進に努めていきます。

2 効率的な施設の貸出方法

(1) 令和5年度までは、毎月1日に先着順で受付を行っていましたが、利用団体の増加に伴い、より公平な方法として1日から3日までを受付とし、5日に決定する方法に変更しました。貸室の希望が重なった時には抽選等で調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるように工夫しています。令和8年度から予定されている施設予約のシステム化には迅速に対応します。

(2) 館内に4か月分の貸室状況一覧を張り出し、1ヶ月前からの追加利用を積極的に勧めていきます。

3 有益な情報提供の方法

ホームページや公式LINE、泉区の広報誌、いずみ野地域ケアプラザの広報誌「おさんぽ」や各種事業のチラシを活用するとともに様々な機会を捉えた情報提供をしていきます。

(1) ホームページ

ア 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供します。

イ 令和5年度よりSNSを活用した広報を行っています。今後も登録者を増やしていきます。

(2) 広報誌やチラシの活用

- ア 毎月発行の広報誌「おさんぽ」や各事業のチラシを各自治会町内会で配布・回覧・掲示をしていただくことで周知を図っていきます。チラシにはQRコードを掲載し、メールフォームにつながるようにし、迅速に申し込みにアクセスできるように工夫します。
- イ 毎月の各地域のサロンや民生委員児童委員協議会、北部地区社会福祉協議会等で説明やご案内をさせていただきます。
- ウ 子育て支援に関しては、泉区子育て支援拠点「すきっぷ」との連携により、情報共有を行っていきます。また、小学生向けの講座周知は学校の家庭数でチラシ配布などを図っていきます。
- エ 地域ケアプラザの情報は、地域ケアプラザ前の通路に面した窓に掲出し周知します。また、情報ラウンジの情報コーナーには様々な情報のチラシやファイルを設置し、閲覧できるようにしていきます。

(3) イベントを活用した情報提供

和泉北部連合自治会、保健活動推進委員会と共に行う「いずみ野文化祭」や、今年度初めて参加させていただいた「いずみ野夏祭り」等イベント実施の機会を利用し、チラシの配布等を行い、これまで地域ケアプラザを利用されていない方々へ周知や情報提供を行っていきます。



ステージ発表



開会式

(4) よこはまウォーキングポイントのリーダー設置

ポイントリーダーを設置することで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が定期的に立ち寄ってくださっています。その際に、施設や事業の周知等を行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向き合い、6職種（所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー。以下「6職種」という。）で連携を取りながら、迅速・的確に対応していきます。
- 2 高齢に限らず、障害・子育てについても相談窓口を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供していきます。情報ラウンジで常にどなたでも情報が見られるようにします。
- 3 サービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしています。
- 4 子育てに関する相談者を適切につないでいくために地域子育て支援拠点や子育て支援連絡

会等と連携し、ネットワーク強化に努めます。

- 5 障害に関する相談について、自立支援協議会への出席や近隣の障害の関係機関との共催事業を開催していくことで、区内の事業所との連携を図りながら情報共有していきます。
- 6 地域包括支援センター職員が不在時は、所長、ケアマネジャー等職員が相談を承り、各職種が連携を取りながら全体で支援にあたっていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）、所長の6職種（以下「6職種」という）は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行い、共通認識づくりに努めます。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズの抽出、エビデンス（根拠）に基づく支援を行えるように取り組んでいます。また居宅介護支援の職員（ケアマネジャー）とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の講師に関する情報などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなどと情報交換に努める等連携していきます。
- (2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (3) 施設間ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様が地域ケアプラザをより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員・児童委員、保健活動推進員、消費生活推進員、老人クラブ、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、地域ケアプラザが中心となり橋渡しをしながら団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 地域福祉保健計画を通じて、地区社会福祉協議会理事会や連合自治会町内会、民生委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働して対応していきます。

*北部地区の地域福祉保健計画の推進については新体制を整える準備中です。地域ケアプラザも協力していきます。

- 3 泉区障害者自立支援協議会と子育て支援ネットワーク両機関とのネットワークの構築や連携の強化を図り、切れ目のない支援が行えるようにしていきます。
- 4 乳幼児、未就園児の子育て支援から小中学生の福祉教育等、地域の団体や保育園、小中学校と連携して、切れ目のない子育て支援ができるようネットワークを構築します。
- 5 エリア内のケアマネジャーーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士はもちろんのこと、事業所と地域の関係団体とのつながりが強くなるよう支援していきます。
- 6 働くことに悩みを抱える若者に向けて就労支援機関とともに相談会の開催や見学会などを協働して実施していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

1 泉区の区制運営方針・基本目標

「みらいへ進もう！地域とともに」（令和6年度）について、「住むなら泉区」を実感していくただけるよう地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、その実現に向けて区と協働していきます。

- 2 具体的には、地域ケアプラザの自主事業において「泉区わくわくプラン」や「泉区アクションプラン」の推進を基本に、高齢者のみならず子育て支援事業にも注力し、子ども達にボランティアへの参画を促す声掛けや世代間交流ができる取組を行います。また、障害者の理解促進に努めます。
- 3 泉区の地域福祉保健計画や和泉北部地区の地域福祉保健計画の策定・推進に向けた取組に事務局として参画し、区の福祉保健等の動向や地域の状況等の情報共有をし、推進に向けて協働していきます。
- 4 また、地域支援チーム会議には必ず出席し、会議で検討された課題等については区と泉区社会福祉協議会と共に解決に向けて協働します。
- 5 定期的に区の地区担当職員とカンファレンスを行い、地域情報の共有や個別ケースの共有と支援方法の検討、同行訪問などを行い解決に向けて協働していきます。
- 6 地域ケア会議やケアマネ連絡会への参加依頼を図り連携強化に努めていきます。
- 7 防災については、区が支援している地域の防災委員会に参加し、地域の防災情報について共有します。福祉避難所については連絡会での情報共有と開設準備訓練等で区と協働していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 泉区の地域福祉保健計画策定・推進に向けた取組に参画し、区の福祉保健等の動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。具体的には、現在、検討中の泉区の第5期の地域福

祉保健計画策定について、所長が事務局のメンバーとして参加し、策定・推進検討会で提示された泉区民意識調査の内容や第4期からの変更点とポイントの整理、策定後は、住民や事業所、行政等と協働して地域の課題解決に向けていきます。

- 2 地区别別計画は第4期(令和7年まで)の「健やかで明るいふれあいのあるまち」の推進に努めるとともに、これから第5期(令和8年度から)の計画策定に向けて検討を行います。
和泉北部地区はこれまでとは違う新たな地域福祉保健計画の策定会議を設ける新体制になりますが、当地域ケアプラザも事務局として参加し、策定後は、住民、事業所、行政と共に地区の課題解決に向けて協働します。
- 3 地域支援チーム会議には必ず出席し、会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。
- 4 地域福祉保健計画の推進イベントへの参加を通じて地域に向け広く周知できるようにしていきます。
- 5 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働して対応し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られる自主事業を展開していきます。
なお、実施にあたっては地域のボランティアグループなどへ積極的に協力を呼びかけていきます。
- 2 **高齢者支援として**、地域には健康や運動を求めているお客さまが沢山いらっしゃいます。
多くの方に地域ケアプラザの事業に参加していただけるよう、地域ケアプラザの自主事業に初めて参加する方を対象とした「ストレッチ教室」、身体バランスを整えられる、「中国健康体操」など人気講座を継続します。



ストレッチ教室



中国健康体操



ボランティア☆ステージ

- 3 **子育て支援として**、0歳児・1歳児の子どもを持つ親子向けの事業を複数実施しています。
ベビーマッサージは、10か月までのお子さんを対象とし、地域ケアプラザの関わるきっかけとして、ベビーヨガ＆ママヨガ、1歳児のバランス体操と2年間にわたる継続的な支援ができるようにしていきます。



ベビーマッサージ



ベビーヨガ &ママヨガ



1才児バランス体操



ぱぽんた

また、小学生向けの企画も夏休みや冬休み等に合わせて自主事業として設け、学びや自由研究の手助けとなるような講座を実施していきます。

- 4 **障害者支援**については、貸室団体の方には、障害者の当事者の会である「わくらくもぐら会」や視覚障害のある方の交流会を行っている「ひまわりの会」があり、居場所支援として協力をしています。また、障害作業所の後方支援のため、ぶどうの樹・うれしの・おれんじ村・一天の4ヶ所の作業所に、月に1回地域ケアプラザ内での物品の販売に協力しています。事前に地域ケアプラザの広報紙やチラシ等で地域に広報し障害作業所の活動理解を深める場としていきます。

5 **自主運営化への支援**

高齢者の居場所や交流の確保のために、地域ケアプラザの自主事業からグループ活動へと移行し、現在活発に活動を行っている団体があります。音楽サロンを運営する「ハーモニーいずみ野」、身近な場所での顔の見える関係づくりを目指す「おでかけカフェ」、男性のみの参加ができる体操教室「メンズ体操教室」などです。今後も連携を取りながら自主化に向けて取り組んでいきます。

6 **ボランティア活動への入り口支援**

「シニアボランティアポイント講座」を定期的に実施し、ボランティアにかかわる人材に地域ケアプラザにも興味を持つてもらうようにしていきます。

令和6年度・自主事業

高齢者・大人向け支援	子育て支援	共催事業
ストレッチ教室	ベビーマッサージ	音楽サロン ハーモニーいずみ野
中国健康体操	ベビーヨガ&ママヨガ	この指止まれ
スマホ・パソコン教室	1歳児バランス体操	サロンいずみ野 すこやか会
ボランティア☆ステージ	夏講座 お金のしくみ マネ活	いずみ野子育てサロン ぱぽんた
歴史講座	夏講座 勾玉づくり&歴史講座	お出かけカフェ
戸塚共立いずみ野病院 医療講座	夏講座	

*共催事業は徐々に自主化していく予定です。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っていきます。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

- ア 各自治会町内会の防災拠点訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行っていきます。
- イ 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内していきます。
- ウ 特に、利用率が低いと予想される平日の午後2（15:00～18:00）の時間帯に自主事業を組み、地域ケアプラザを活用していただけるようにしていきます。

(2) イベント開催

- ア 以前単独で開催していたいづみ野地域ケアプラザ祭り「いづみ野わくわくフェスタ」は令和5年度から連合自治会町内会との共催事業「いづみ野文化祭」となり、いづみ野地域ケアプラザを拠点とした福祉・保健活動をより身近に感じていただけるイベントとなっています。どなたでも気軽に参加できる内容を積極的に行い、施設の紹介へつなげていきます。
- イ 保健活動推進員と「いづみ野文化祭」で健康チェックや野菜摂取量のチェックを行い介護予防に取り組みます。
- ウ 子育てネットワークに参画し、地域の子育てを支援できるようなイベントを隨時開催していきます。（公園遊び・近隣施設での芝生遊び、お芋ほり等）

2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザは駅前という立地の良さもあり貸室利用率の高い施設です。

令和6年8月より貸室の申し込み方法を変更し、これまでの先着順から予約期間を設け、2団体以上の希望があれば抽選とし、より多くの団体が公平に利用できるようにしました。また希望が重なった際などは丁寧に調整を行い、貸館の利用率向上と貸室利用団体との関係性の構築に努めます。令和8年度から導入が予定されている施設予約のシステム化については迅速に対応します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。そのために、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなどの事業取組を行います。

2 ボランティア育成の取組

自主事業では、様々な地域の方のアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者団体等への支援も積極的に行っていきます。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動しやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいきます。

(1) 育成体制

- ア 地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが、ボランティア活動に関する相談と情報提供を行います。
- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供した「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげています。また、地域活動の場の提供については、泉区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。
- ウ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を定期的に開催し後方支援をしていきます。
- エ ネットワーク形成の一歩として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア交流会を開催していきます。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行っていきます。

(2) 活動環境整備

- ア 「ボランティア交流会」を実施し、日頃の活動に関しての感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の意欲へとつながるような交流を深めていきます。
- イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供していきます。地域ケアプラザの自主事業への協力など、連携を図りながら、活動の奨励を行っていきます。
- ウ 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援します。

(3) 広報活動

- ア 地域の行事等を利用してのアンケート調査や広報紙等での広報活動や、近隣の高校へ行事参加の呼びかけなどをを行いボランティア活動のきっかけづくりを行っていきます。

- イ 自主事業終了後、ボランティアグループの自主化を呼びかけ、ボランティア活動の具体的な情報提供や体験を勧めていきます。
- ウ 当地域ケアプラザのボランティア活動を、泉区社会福祉協議会、ケアマネジャー連絡会、町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域の方々に広く周知していきます。
- エ 地域の中学校や高校へ出向きボランティアの必要性や期待感等を伝え、活動につながるよう取り組んでいきます。

(4) 研修等の実施

- ア 適正なボランティア活動を行っていただくため、「ボランティアはじめの一歩」等の講座を開催します。実施するボランティア活動の内容により車いす操作や介護方法、ボランティアの心得、傾聴やコミュニケーション等、必要な研修を計画していきます。そのために所内の実務経験と福祉や介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員をはじめ、泉区社会福祉協議会のボランティアセンター職員や社会福祉施設の介護職員を講師として招き、協力していただく体制を構築します。地域の活動団体からの依頼も受け、積極的にボランティア活動が行われるように後方支援していきます。

(R 6 研修実績 傾聴・認知症・車いす操作)

- イ 多くの方にいろいろな立場でボランティア活動に参加していただけるよう、地域で様々な特技やノウハウを持っている方を、講師として活動につなげるよう働きかけていきます。
- ウ 当地域ケアプラザでは「よこはまシニアボランティアポイント」の受け入れ施設となっています。ボランティア活動については、高齢分野の説明だけでなく、障害者や子育て分野での活動の説明も行っていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 法人独自のアセスメントシートを活用し、各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

*上記、いずれも会議や回覧等で職員間の情報共有に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、チラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架・掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を隔月発行し、地域ケアプラザの自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っています。広報紙は地域に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを地域の掲示板に掲示をしていきます。
- (3) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用、随時更新していきます。
- (4) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (5) 子育てにかかる情報の発信や提供をする場合には、子育て支援ネットワーク内で依頼していきます。
- (6) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所する為、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 法人独自の地域アセスメントシートを活用して連合自治会・各自治会町内会別のアセスメントシートを作成し、各職種がそれぞれの特性を把握した上で、6職種会議で情報交換・検討、目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。また、アセスメントシートは毎月見直します。
- 2 高齢者一人ひとりができる事を大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくりにおいて、生活支援体制整備事業の「見守り」「つながり」「交流・居場所」の3つの柱の取組に視点を置き、社会資源を把握します。また、地域の活動拠点と連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。
- 3 担当エリア内で生活支援等の高齢者の支え合い活動を行っている関係団体「ご近助さん」等と連携し、実際に高齢者の困り事に対するサービス提供の内容等情報収集に努めます。自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かしていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法**及び多様な主体との連携方法**について、具体的な取組を記載してください。

- 1 日常、地域アセスメントを心掛け、情報を地域アセスメントシートに集約し、得られた社会資源として、自治会町内会長、民生委員・児童委員、シニアクラブ会長、社会福祉施設、地区センター、ボランティア等と「高齢者の外出支援」をテーマとした協議体を開催し、高齢者の外出支援の必要性について確認しました。外出支援ボランティア「お出かけ手伝い隊（現、「お出かけサポートー」）を当地域ケアプラザが募集し、地域ケアプラザを拠点とした外出支援を令和2年10月から継続して実施しています。対象者は包括支援センターやケアマネジャーの個別相談者です。
- 2 エリア内のサロンやインフォーマルサービス、当地域ケアプラザの自主事業や貸室団体が実施する体操やサロン等の内容を「地域サービス情報一覧表」として地域交流コーディネーターと生活支援コーディネーターが作成し、毎年、主任ケアマネジャーが企画するエリア内のケアマネジャー研修会で情報発信しています。また、当地域ケアプラザエリアのケアマネ連絡会では、具体的な取組を発表し、近隣ケアマネジャーとの情報交換に努めています。
- 3 地域包括支援センターや近隣介護事業所のケアマネジャーへの個別相談者の困り事に対し、住民主体のインフォーマルサービスを繋げることで、一人暮らし高齢者（日中独居含む）が、孤立やフレイル状態になることを防ぎます。また、地域包括支援センターや介護事業所のケアマネジャーの個別相談者が参加できる居場所「お出かけカフェ」には、お一人で外出できない高齢者の送迎をボランティア「お出かけサポートー」と繋げることで交流の場が必要な方に参加していただけるよう支援していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザエリア内のいずみ野駅や弥生台駅付近の分譲マンションはエレベーターがなく、階段昇降が難しい高齢者の外出支援が課題となっていたため、外出支援をテーマとした協議会を開催し、外出支援の必要性を自治会町内会会長・民生委員・登録ボランティア・地域住民と確認しました。
次に協議体メンバーを募り、「お出かけ手伝い隊」（現在：お出かけサポートー）を発足し、毎月、「お出かけ手伝い隊」の定例会（協議体）を開催し、「安心して生活し続けるために必要な支援」として顔の見える関係づくりを構築するために、交流会「お出かけカフェ」の開催に発展しました。
ボランティアの皆さんのが主体的に企画・運営をし、活躍する場所にもなっています。また、必要な研修（区社会福祉協議会協力）を実施し、仲間づくりにも繋がっています。
今後とも協議体を重ねることで、外出支援や交流の場への参加者受入れが可能な居場所が創出できるよう努めていきます。
高齢者が安心して暮らし続けるために、「生活支援」「見守り・つながり」「交流・居場所」を身近な場所に創出できるように、多様な主体が連携・協力する地域づくりを目指していきます。

- 2 高齢者の状況を把握している自治会町内会長やシニアクラブ会長、民生委員・児童委員との連携が必須になるため、身近な課題を取り上げた協議体の場を開設していきます。泉区では現在、高齢者施設等・地元商店・民間企業・NPO法人等の活動団体「和泉サポートプロジェクト」がありますが、これまで以上の近隣施設や企業との協力体制を図るために福祉施設連絡会を開催します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者の生活上のニーズは一人ひとり様々なことから、高齢者ご自身が情報を得られるように、広報紙面やちらしの内容を地域のサロン等に職員が出向くときに持参し、参加者へ情報発信します。また、毎月6職種会議等で地域情報を共有しながら、相談者へ必要な情報を繋げていきます。
- 2 コーディネーターが作成している「地域サービス情報一覧表」をエリア内のケアマネジャー等、関係機関や相談業務職員に発信し、必要な方への社会資源のマッチング支援を行います。
- 3 社会的参加がなくなることで、高齢者の課題は増えるため、身近な存在である連合自治会町内会役員、地区社会福祉協議会メンバー、民生委員、介護事業所、行政機関や地域ケアプラザ等が連携し、身近な高齢者の生活上のニーズを把握する情報交換の機会を作ります。単位自治会町内会の規模で社会資源の情報集約を進めます。実際に迅速・簡単に情報を取り出すことが出来るよう、社会資源とのマッチングの拡充を図っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢化が進む中、独居世帯や高齢者夫婦世帯が多くなり、他者との交流の機会が少なくなっています。地域からの相談に関しては当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに対応し、状況に応じて地域訪問を行い、情報収集に努めるとともに、その課題に対して包括的な支援を行っていきます。
- 2 高齢者の心身機能の低下への対応や一人暮らし高齢者や認知症高齢者、虐待などの課題だけでなく、障害や子育てに関する課題にも真摯に向き合い、専門機関を紹介していきます。
- 3 支援体制の充実を図るため、区役所、民生委員・児童委員、医療機関、ケアマネジャー、サービス事業者など専門機関と情報共有し、迅速な対応に努めます。
- 4 記録した相談票については地域包括支援センターの保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士と所長が回覧し、必要に応じて6職種で相談内容を把握し、誰でも相談できる体制を整えています。対応が難しいケースについては、泉区役所とも報告・相談しながら支援の方向性を協議していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域包括支援センターには認知症に関する相談が増加しています。地域住民や学生、民間企業等向けに認知症サポーター養成講座を開催します。また、いづみ中央地域ケアプラザと共に認知症キャラバンメイト連絡会を開催します。認知症キャラバンメイトの学びや交流の場として年2回（5月・10月頃）実施していきます。
地域の方は、相鉄ローゼン・カインズ等いづみ野駅前の商店を利用する方が多いことから、今後はいづみ野駅前の商店街の方向けに認知症サポーター養成講座を行い、認知症になっても安心して暮らせる環境整備を行っていきます。
- 2 「認知症カフェデ・アイ」開催にともない、共催事業として毎月地域包括支援センター職員が参加し家族へ情報提供や相談を受け付けます。初回参加者や相談があるご家族には、開催前に地域包括支援センター職員も同席をして専門的な視点から助言を行います。
- 3 若年性認知症当事者の会「フレンドハーモニーの和」はエリア内の若年性認知症の方のご家族からの相談で、令和4年6月より毎月開催しています。この会は多くの専門職の方の協力体制の下、「当事者の視点」や「ご家族の気持ち」を大事にした会として、少しずつ参加者も増えてきています。また、当事者の希望に応えるために様々な方とのネットワークも広がっています。この会を支えるボランティアには学生ボランティアもおり、若年性認知症当事者との活動のなかで、学生の目線で認知症の人を支えることについて企画する機会も増やします。また「フレンドハーモニーの和」の運営会議には家族とボランティアも参加いただき、意見交換を行っていきます。
- 4 令和5年度より、中学校や高校で開催した認知症サポーター養成講座では若年性認知症当事者や家族が登壇したことで「認知症のイメージが変わった」という学生が多く、今後も認知症のイメージを変え、認知症について正しい理解をもっていただける方が増えるように認知症サポーター養成講座を進めます。
- 5 認知症初期集中支援チーム会議へ、毎回参加をして連携強化を図ります。認知症初期集中支援チームへ該当すると考えるケースの依頼をします。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、各専門職種とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 令和6年度は聞こえの講座やACP（人生会議 Advance Care Planning の略）講座を開催するなど、介護している方の負担軽減につながるような講座や高齢者自身の興味関心が高く、情報提供につながるような講座を開催しました。引き続き、有効なテーマを検討し、実施していきます。
- 3 高齢者等の人権や権利を守るために「成年後見制度」「相続・遺言」など地域のニーズに合わ

せた講座を開催します。新しくなった泉区版エンディングノート「わたしの人生計画帳」の普及啓発にも努め、住民一人一人が自分事として考え備えていただくように周知を行います。

- 4 民生委員の協力をいただき、敬老のつどいで寸劇形式で、振り込め詐欺防止のため注意喚起等を行っていきます。その他、地域のサロンや老人クラブなどにおいても横浜市からの「見守り新鮮情報」などを使って特殊詐欺手法など最新の情報を提供して消費者被害の防止にも努めます。

二 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域包括支援センターの総合相談ケースの中で、民生委員・児童委員とつながりがあるケースや見守りなどつながりを希望するケースの一覧を作成し、民生委員児童委員協議会参加時に各民生委員・児童委員へ声掛けをして、ケースの情報共有や同行訪問の相談を行うなど民生委員との連携強化を図っていきます。
- 2 区内地域包括支援センター合同ケアマネジャー向け勉強会、及び新任・就労予定ケアマネジャー向け研修会を開催します。また、いずみ野地域ケアプラザエリア内ケアマネジャー向けの事例検討会を年3回実施します。介護予防支援委託先ケアマネジャー向け勉強会も、年3回実施して資質向上が図れるよう支援を行っていきます。
- 3 いずみ野地域ケアプラザエリア内居宅介護支援事業所と薬局へ、毎月広報紙を持参して訪問します。顔の見える関係により相談しやすい関係を構築していきます。
- 4 ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、支援困難ケースの相談には所内で支援方法の検討を行います。ケースカンファレンスや同行訪問を実施して、問題解決に向けた支援を行います。また、必要に応じて区役所地区担当ケースワーカーや保健師と連携を図り対応します。
- 5 いずみ野地域ケアプラザエリア内の地域密着型サービス事業所は全14事業所(グループホーム：8施設、通所型：3施設、小規模多機能居宅介護：1施設、看護小規模多機能介護：1施設、定期巡回随時対応型：1施設)あります。各事業所の運営状況把握に努めています。
- 6 区内の障害者支援機関である泉区地域活動ホーム「かがやき」と、泉区生活支援センター「芽生え」を訪問し、顔の見える関係づくりと連携強化に努めます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 協力医による講座を年2回開催します。また、いずみ野地域ケアプラザエリアケアマネジャー向け事例検討会へ参加依頼をします。また、戸塚共立いずみ野病院による講座を年4回開催していきます。
- 2 区在宅医療相談室とACP(人生会議 Advance Care Planning の略)の講座を開催します。退院調整などにともなう連絡や情報共有など連携を図る事が多く、横浜いずみ台病院、国際親善総合病院、戸塚共立いずみ野病院、ゆめが丘病院を訪問し、顔の見える関

係を構築し、連携の強化を図ります。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 地域資源の活用やネットワーク構築を図る事ができる目的として、個別ケース地域ケア会議を開催します。ボランティアや民生委員・児童委員、地域住民など、関わりがある方々へ参加を依頼し、年4回開催します。
- 2 自立支援・介護予防の視点をケアマネジャーが学ぶ機会として、歯科医・理学療法士・管理栄養士と、各専門職に参加いただき、助言を活かした自立支援に基づいたケアプラン作成ができる目的とした地域ケア会議を年4回開催します。
- 3 エビデンスに基づいた地域ケア会議の開催へ向けて、地域福祉保健計画の目標に沿ったニーズ抽出と、6職種による地域アセスメントから見えてくる地域課題の抽出を行います。また、個別介護相談データから見えてくるニーズ把握や、区カンファレンスにて地域課題や介護相談ニーズの把握を行い、年1回開催します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と介護予防ケアプラン作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかに対応していきます。

(1) 人員の確保、育成

介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

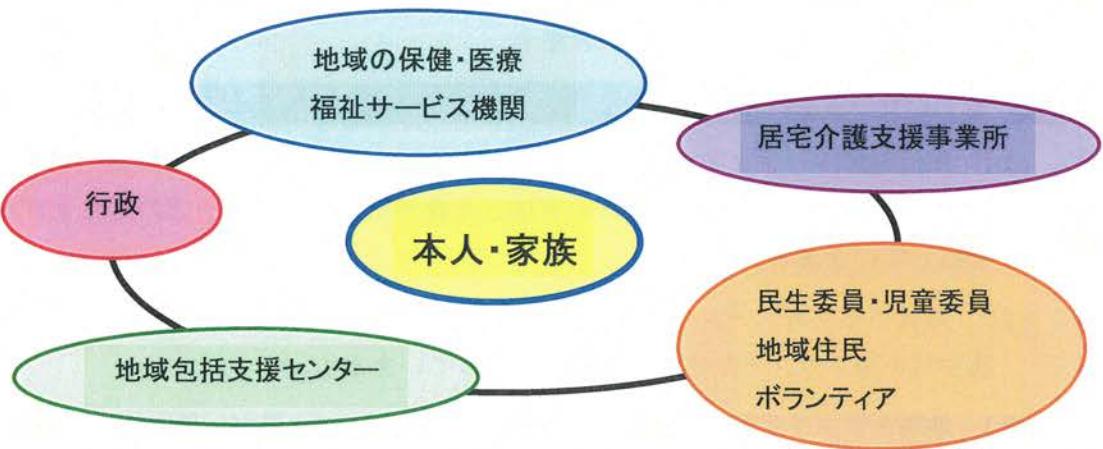
(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場で介護予防ケアプランを作成します。

(3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。また、サービス担当者会議に出席し、お客さまの状況や介護予防プランを把握し必要時は助言及び指導を行います。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう要支援・要介護高齢者になることをできる限り予防するとともに高齢者自身の力を生かした自立に向けた支援を行います。当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、健康づくり講座・講演会の開催および普及啓発活動を行っていきます。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけではなく、普及啓発に取り組んでいきます。

- (1) 地域のサロンやシニアクラブ、地域ケアプラザの自主事業等で日常生活に変化が生じている高齢者の把握に努めます。
- (2) 民生委員・児童委員、シニアクラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する虚弱高齢者や事業対象者の把握に努めます。
- (3) 総合事業が円滑に推進できるよう、区役所や地域関係団体と連携し、地域で社会参加できる機会を増やし体制整備を積極的に行います。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員、保健活動推進員との連携により、地域のサロンやシニアクラブへ出向き、健康な状態と要介護状態の中間のフレイル状態に関する認識を高めていきます。
- (2) 介護予防の普及に向け、フレイル予防等の介護予防教室を開催します。
- (3) 区役所、泉区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発を行います。

3 介護予防普及啓発

- (1) フレイル予防を中心とした介護予防講座を実施していきます。
- (2) 協力医による健康講座や地域ケアプラザ祭内で行う介護予防講座を通して、健康や介護

予防に関する普及啓発を行っていきます。

- (3) 地域の特性や地域住民のニーズを捉えた講座、虚弱な方向けや男性の参加者も参加しやすい講座を企画、開催していきます。

4 地域介護予防活動支援

- (1) 生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと連携し、ボランティアや地域の中で担い手となる方々の育成と介護予防、自主グループの立ち上げなどの支援を行っていきます。
- (2) 元気づくりステーション「おはなしぽけっと」について、区役所保健師と共に介護予防やスキルアップのための後方支援を行っていきます。
- (3) 地域ケアプラザから離れたエリアのサロンやシニアクラブへ積極的に出向き、地域住民が歩いて行ける身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、出張講座や健康測定会を開催し介護予防の啓発に努めていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 地域福祉保健計画を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に向けて協働して努めていきます。
- 2 地域のサロンや老人クラブ、イベント等に6職種職員の中で参加できる職員を調整して参加します。地域ケアプラザで開催している事業やサロンのご案内、地域包括支援センターが福祉の総合相談窓口であることの周知を図るとともに、気になる方の情報収集にもつなげていきます。
- 3 いづみ野地域ケアプラザエリアを担当しているケアマネジャーと、いづみ野地域ケアプラザエリア内の民生委員・児童委員が連携を図ることを目的とした交流会「ケアマネ連絡会」を実施していきます。
- 4 個別ケースの地域ケア会議実施にともない、民生委員・児童委員、ボランティア、自治会町内会役員、地域住民、介護保険事業所など多職種による話し合いを実施し、個別課題の解決だけではなく地域課題についても考える機会にします。
- 5 泉区介護支援専門員連絡会「ケアマネフォンテ」の後方支援により、区域での居宅介護支援事業所とのネットワーク構築に努めます。
- 6 泉区徘徊高齢者等SOSネットワークを通じて、区役所、警察署、公共交通機関等との連携を図っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを提供するため、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応を行っていきます。

居宅介護支援事業所として公正中立の立場に立ち指定介護予防支援事業者と連携をとっています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

地域ケアプラザには地域の様々なインフォーマル情報が集まっています。介護保険制度によるサービスのみならず、フォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を活用できるよう支援します。

入院時の情報提供や退院退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携に努め在宅生活を支援します。

(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう、公正中立な立場からケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を行う他、定期的にケアマネジヤー会議「特定居介支主マネ会議」を開催し、情報交換や制度理解・ケアプラン作成研修・業務改善等に取り組んでいきます。
- ウ 泉区のケアマネ連絡会「ケアマネフォンテ」に参加し、ケアマネジャーとの情報共有を図るとともに、企画運営にも携わり資質向上に努めます。
- エ 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーも含めて事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップと質の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 (いづみ野地域ケアプラザ以外)

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	<p>ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収</p> <p>イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用</p>
-----------	--

2 運営費等を低額に抑える工夫

1) 組織的な取組	<p>ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底</p> <p>イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制</p> <p>ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減</p> <p>エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減</p> <p>オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上</p>
-----------	---

2) 事務の効率化	ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
3) 環境への配慮	ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
4) 省エネルギー対策	ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

指定管理料提案書
(横浜市いずみ野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□				
事業費	自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	4,528,635円	4,456,275円	4,456,275円	4,256,275円	4,056,275円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	3,026,856円	3,068,021円	3,109,746円	3,152,039円	3,194,907円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-86,399円	-294,902円	-300,078円	-308,043円
合計			20,526,000円	20,526,000円	20,526,000円	20,526,000円	20,526,000円
		うち団体本部経費	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費		自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	2,632,641円	2,756,205円	2,808,045円	2,913,143円	2,970,060円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	804,608円	815,551円	826,642円	1,037,884円	849,280円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-200,000円	-623,485円	-979,326円	-1,592,559円	-1,761,803円
合計				26,453,000円	26,453,000円	26,453,000円	26,453,000円	26,453,000円
			うち団体本部経費	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	■	986,446円	915,496円	998,202円	929,564円	993,950円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	-200,000円	-198,241円	-351,080円	-353,529円	-489,968円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
			うち団体本部経費	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市いずみ野地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	20,526,000円	20,526,000円	20,526,000円	20,526,000円	20,526,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,453,000円	26,453,000円	26,453,000円	26,453,000円	26,453,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			53,318,000円	53,318,000円	53,318,000円	53,318,000円	53,318,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	8,957,289円	9,079,108円	9,202,684円	9,327,739円	9,454,596円
		居宅介護支援事業	6,936,254円	7,030,587円	7,126,203円	7,223,119円	7,321,354円
			15,893,543円	16,109,695円	16,328,887円	16,550,858円	16,775,950円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			69,211,543円	69,427,695円	69,646,887円	69,868,858円	70,093,950円
支出	内訳	人件費	50,209,263円	50,892,109円	51,584,242円	52,285,788円	52,996,874円
		事業費	2,357,876円	1,781,783円	1,706,015円	1,700,577円	1,700,575円
		事務費	11,855,004円	12,016,232円	11,579,653円	11,579,653円	11,079,653円
		管理費	3,831,464円	3,883,572円	3,936,388円	3,989,923円	4,044,186円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			68,253,607円	68,573,696円	68,806,298円	69,555,941円	69,821,288円
	うち団体本部経費		6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円
収支			957,936円	853,999円	840,589円	312,917円	272,662円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市いずみ野地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	
②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円	
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--